**資料１－２**

**大阪府の子ども施策の実施状況について**

**新たに後期計画に位置付けた主な取組について**

**基本方向１．若者が自立できる社会**

取組項目３－（１）困難を有する青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築

◆ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

ひきこもり等困難を有する青少年を支援につなぐ体制整備のため、市町村の支援従事者に対し、研

修会を実施。

取組項目３－（３）ひきこもりの相談支援

◆ひきこもり地域支援センター事業

ひきこもりの状態にある本人・家族等からの電話相談を実施し、相談内容に応じて適切な支援機関に

つなぐ。また、ひきこもり支援者に対する後方支援として、市町村や関係機関に対し支援方法に関す

技術支援を実施。

取組項目４－（１）若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進

◆ネットワークの構築（結婚を応援する機運の醸成）

出会いの場の創出や、結婚支援方策の充実等を図るためのネットワークを、府内の市町村や商工会

議所等と形成し、イベントの共同開催や事例・ノウハウの共有を実施し、後押しが必要な層への働きか

けを実施。【少子化対策】

◆婚活イベントの実施（出会いの機会の創出）

関係部局と連携し、民間のノウハウや資金を活用し、市町村・企業・団体等との協働によりイベントを

実施するなど、様々な出会いの創出に向けた取組を図る。【少子化対策】

**基本方向２．子どもを生み育てることができる社会**

取組項目５－（２）すこやかな妊娠と出産

◆子育て世代包括支援センターの設置促進（妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援）

全ての妊産婦と乳幼児の状況等を包括的かつ継続的に把握し、相談・支援プランの策定や関係機

関との連絡調整を行う「子育て世代包括支援センター」の全市町村における設置を促進するため、人

材育成研修や情報交換のための連絡会を開催。【少子化対策】

◆妊娠・出産包括支援推進事業（同上）

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対する

相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る「産前・産後サポート事業」や、

産後１年以内の母子への心身ケア・育児サポートを行う「産後ケア事業」等について、連絡調整会

議や研修等を実施し、市町村における実施体制の整備を支援。【少子化対策】

◆産婦検診の実施促進（同上）

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する産婦健康

診査について、連絡会の開催や実施要綱、スキームのひな型の提供等により未実施市町の実施が進

むよう支援。【少子化対策】

**新たに計画に位置付けた主な取組について**

**基本方向２．子どもを生み育てることができる社会**

取組項目６－（１）親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築

◆家庭教育力向上事業

（子どもの「非認知能力」の育成に向けた乳幼児期における家庭の教育力向上を図る取組みの促進）

多様な場での保護者支援や、保育士や保健師、家庭教育支援員等の保護者支援を担う人材への

研修等を通じて、子どもの「非認知能力」の育成に向け、乳幼児期における家庭の教育力向上を図

る。【少子化対策】

取組項目７－（１）保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進

◆国家戦略特別区域制度の活用

保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、保育士試験の受験者に多様な

選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やす等、国家戦略特別区域制度を活

用した事業を推進。【少子化対策】

取組項目１０－（１）学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム

◆スクールソーシャルワーカー配置事業（スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化）

市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを政令・中核市を除くすべての中学校区に配

置できるように支援し、児童・生徒に福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネッ

トワークの充実を図る。

取組項目１２－（１）面会交流の促進

◆母子家庭等就業・自立支援センター事業（面会交流に向けた支援）

面会交流をスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、その実態把握に努めるとともに、府立母子・

父子福祉センターにおいて、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制を整備。

離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、面会交流や養育費の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座等の取組みを推進。

取組項目１２－（２）養育費確保への支援

◆養育費確保に向けた取組の推進（養育費確保に向けた取組の推進）

当事者に対する養育費の取り決めを促すとともに、民間の保証会社と連携した支援制度を活用する

など、養育費の確保に関する取組を推進。

取組項目１３－（１）児童虐待の防止

◆児童虐待防止推進会議における取組（児童虐待に関する相談・対応）

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし、

次の取組を実施。

・オール大阪での啓発活動

・子ども家庭総合支援拠点の設置促進

・警察との定期的な合同研修

・ＳＮＳを活用した児童虐待防止相談事業　　　等

**新たに計画に位置付けた主な取組について**

**基本方向２．子どもを生み育てることができる社会**

取組項目１４－（１）社会的養護体制の整備

◆包括的な里親等支援体制の構築や委託率の向上に向けた取組みの推進

子ども家庭センター管内全域を対象として、里親のリクルートから養育支援までを包括的に支援するＡ

型フォスタリング機関（１支援機関あたり４０家庭の里親を管理・支援）、及び児童養護施設等に

配置された里親支援専門相談員を中心に里親支援を行うＢ型フォスタリング機関（１支援機関あた

り２０家庭の里親を管理・支援）の設置を進めるとともに、Ｂ型フォスタリング機関の取組実績に応じ

た新たな加算の仕組みの実施など、里親支援体制の構築及び委託率向上を図る。

取組項目１６－（１）在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援

◆外国人受入環境整備事業（在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援）

在留外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるよう、11言語で情報提供・

相談を行う（公財）大阪府国際交流財団の実施する一元的相談窓口に対し補助。

**基本方向３．子どもが成長できる社会**

取組項目１８－（１）教育・保育内容の充実

◆幼児教育・保育の無償化（施設型給付費等負担金等）

幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、市町村間の意見交換の機会を設けることや、制度等

のきめ細やかな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図ります。庭の教育力向上を図

る。【少子化対策】

取組項目１９－（２）高校等の教育力の向上

◆大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援事業(高校の教育力の向上)

親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジでき

るよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独

自の制度を加え、府大、市大及び府大高専の授業料等の支援を令和2年度入学生から実施。

取組項目２２－（３）子ども食堂等の居場所づくり

◆公民連携による子どもの居場所への支援(子ども食堂等の運営支援

公民連携の取組を通じ、子どもの居場所への企業等からの物品提供や体験活動への招待等を推

進。